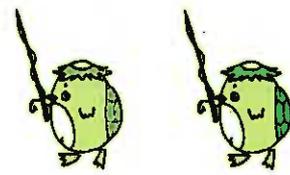
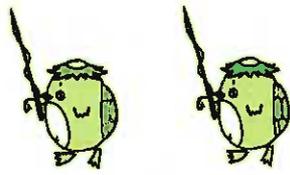


令和3年1月

未成年後見申立ての手引



徳島家庭裁判所



目次

はじめに	1
未成年後見制度とは	1
申立ての仕方や手続について	1
1 申立てをする裁判所（管轄）	1
2 申立てができる人	2
3 申立てに必要な書類や費用	2
4 申立ての取下げについて 重要	3
標準的な審理の流れ（図表）	4
申立て後の手続の流れ	5
1 面接（申立人，未成年者，未成年後見人候補者など）	5
2 親族への意向照会	5
3 審理・審判（未成年後見人の選任）	5
4 注意	6
5 後見制度支援信託について	7
6 審判確定と戸籍記載	7
未成年後見人の職務について	8
1 仕事の始まり（財産目録及び収支予定表の作成）	8
2 未成年後見人の職務 重要	8
未成年後見監督について	9
1 未成年後見監督とは	9
2 家庭裁判所への申立てが必要な場合	9
未成年後見が終了するとき	10
1 未成年後見が終了する事由	10
2 未成年後見人の辞任	10
・提出する資料のコピーのとり方	11
・「財産目録」「収支予定表」について	12

はじめに

この手引は、未成年後見人選任の申立てを考えている方を対象に、未成年後見制度、申立ての仕方や手続、審理の流れ、未成年後見人の職務などについて、そのあらしを説明したものです。申立てに当たっては、必ずこの手引きをお読みください。

未成年後見制度とは

未成年後見制度とは、未成年者の親権を行う者が亡くなられた場合、所在不明となった場合、あるいは、親権喪失、親権停止又は管理権を喪失するなどした場合に未成年後見人を選任し、未成年後見人が未成年者の監護養育や財産管理を行うことで、未成年者を保護する制度です。

家庭裁判所で未成年後見人が選任されると、未成年後見人は、原則として未成年者が成人に達する又は婚姻や養子縁組等により後見が終了するまで、後見事務を行い、その事務内容について裁判所に定期的に報告する義務を負います。

申立てのきっかけとなった当面の目的（保険金の受領や遺産分割など）が終了しても、未成年後見人の職務が終わるわけではありません。

申立ての仕方や手続について

1 申立てをする裁判所（管轄）^{かんかつ}

申立ては、未成年者の住所地を管轄する家庭裁判所にしてください。

裁判所名	所在地，電話番号	管轄区域
徳島家庭裁判所	〒770-8528 徳島市徳島町1-5-1 088-603-0141	徳島市，小松島市，鳴門市，吉野川市，阿波市，名東郡，勝浦郡，名西郡，板野郡
徳島家庭裁判所 阿南支部	〒774-0030 阿南市富岡町西池田口1-1 0884-22-0148	阿南市，那賀郡
徳島家庭裁判所 美馬支部	〒779-3610 美馬市脇町大字脇町1229-3 0883-52-1035	美馬市，美馬郡
徳島家庭裁判所 池田出張所	〒778-0002 三好市池田町マチ2494-7 0883-72-0234	三好市，三好郡

徳島家庭裁判所 牟岐出張所	〒775-0006 海部郡牟岐町大字中村字本村54-2 0884-72-0074	海部郡
------------------	--	-----

2 申立てをすることができる方

未成年者の親族(祖父母, 兄弟姉妹, 叔父, 叔母等), 未成年者自身, 利害関係人(児童相談所長や里親等)です。

3 申立てに必要な書類や費用

【手続費用】

- ・ 申立手数料 800円
- ・ 送達・送付費用 1980円

(切手内訳 500円×2枚, 84円×10枚, 20円×4枚, 10円×4枚, 5円×2枚, 1円×10枚)

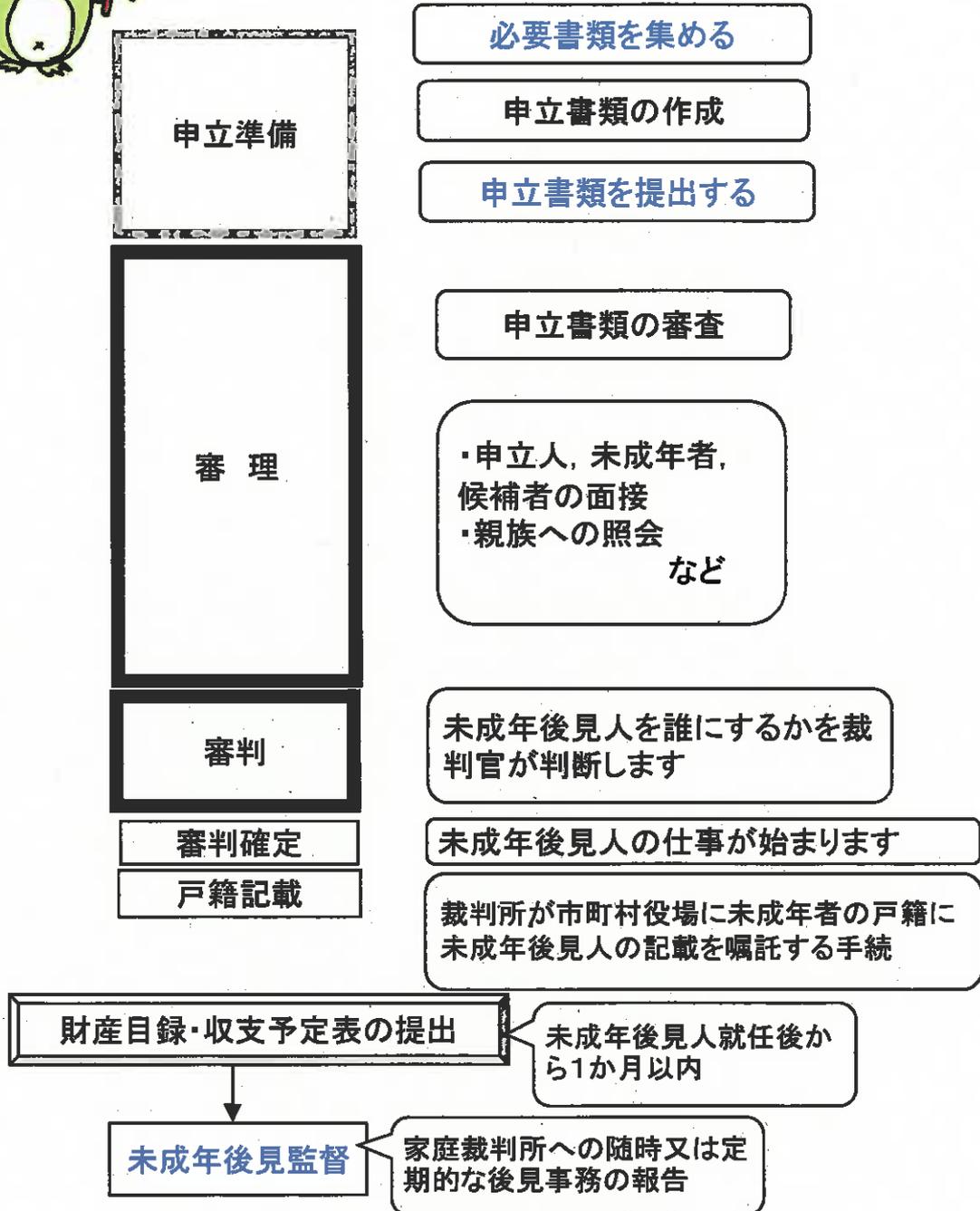
	必要書類等	取寄先
1	申立書類 ◎未成年後見人選任申立書 ◎申立事情説明書 ◎未成年後見人候補者事情説明書(候補者の方がいない場合には提出不要です。) ◎未成年後見人候補者陳述書 ◎親族関係図 ◎未成年者の財産目録及びその資料 (不動産登記簿謄本(全部事項証明書), 預貯金通帳のコピー等。記入の仕方や資料のコピーの取り方は記載例をご覧ください。) ◎相続財産目録及びその資料(未成年者を相続人とする相続財産がない場合には提出不要です。) ◎未成年者の収支予定表及びその資料 (領収書のコピー等。記入の仕方や資料のコピーの取り方は記載例をご覧ください。) 	
2	戸籍謄本(全部事項証明書) ◎未成年者, 申立人及び未成年後見人候補者 (同一戸籍の場合には1通で結構です。) ※外国籍の方は, 戸籍謄本に代えて, 住民票(国籍の載ったもの)を提出する。	各自治体の担当窓口

3	住民票（世帯全部、省略のないもの） ◎未成年者及び未成年後見人候補者 （同一世帯の場合には1通で結構です。）	各自治体の担当窓口
4	親権を行う者がいないことを証する資料 （親権者が死亡した旨の記載がある戸籍謄本等）	各自治体の担当窓口
5	※利害関係人からの申立ての場合 利害関係を証する資料	
6	費用（申立書と一緒に納めていただきます。） ◎収入印紙（申立費用）800円 ◎郵便切手 1,980円 （内訳 500円切手×2枚 84円切手×10枚 20円切手×4枚 10円切手×4枚 5円切手×2枚 1円切手×10枚）	郵便局など

4 申立ての取下げについて **重要**

申立ての取下げをするには家庭裁判所の許可が必要となります。これは、公益性の見地からも未成年者保護の見地からも、未成年後見人を選任すべきであるにもかかわらず申立ての取下げにより事件が終了してしまうことが相当ではない場合があるからです。例えば、「私が未成年後見人に選ばれないなら取り下げます。」「親族の事業資金として未成年者の金を借り入れることを認めてもらえないなら、取り下げます。」というような理由は、許可されない場合に該当する可能性が高いと考えられます。

標準的な審理の流れ



※ 申立ての受付から審判がされるまで1～3か月ほどかかります。

申立て後の手続の流れ

前ページの図表のとおりの手順で進行します。特に問題がなければ、申立てから1～3か月ほどで審判となります。

1 面接（申立人，未成年者，未成年後見人候補者など）

家庭裁判所では，原則として，申立後，申立人，未成年者及び未成年後見人候補者から詳しい事情を伺うための面接を行っております。

面接の際に十分な確認ができなかった場合は，後日改めて家庭裁判所にお越しいただいたり，資料の追加提出をお願いすることがあります。手続の迅速な進行のため，審判に必要な資料は申立人から積極的に出していただいておりますので，ご理解とご協力をお願いします。

2 親族への意向照会

家庭裁判所は，審理の参考とするため，未成年者の親族に対して，書面等により，申立ての概要及び未成年後見人候補者の氏名を伝え，これらに関する意向を照会する場合があります。

3 審理・審判（未成年後見人の選任）

面接等が終了した後，家庭裁判所は，最も適任と思われる方を未成年後見人に選任します。複数の未成年後見人を選任し，事務を分掌したり，監督人を選任することもあります。

4 注意

1 次の人は未成年後見人になることができません。(欠格事由)

- (1) 未成年者
- (2) 成年後見人等を解任された人
- (3) 破産者で復権していない人
- (4) 未成年者に対して訴訟をしたことがある人、その配偶者又は親子
- (5) 行方不明である人

2 次のいずれかに該当する場合は、未成年後見人候補者以外の者を選任したり、未成年後見監督人を選任する可能性があります。

- (1) 親族間に意見の対立がある場合
- (2) 流動資産の額や種類が多い場合
- (3) 不動産の売買や生命保険金の受領など、申立ての動機となった課題が重大な法律行為である場合
- (4) 遺産分割協議など未成年後見人候補者と未成年者との間で利益相反する行為について未成年後見監督人に未成年者の代理をしてもらう必要がある場合
- (5) 未成年後見人候補者と未成年者との間に高額な貸借や立替金があり、その清算について未成年者の利益を特に保護する必要がある場合
- (6) 従前、未成年後見人候補者と未成年者との関係が疎遠であった場合
- (7) 賃料収入など、年によっては大きな変動が予想される財産を保有するため、定期的な収入状況を確認する必要がある場合
- (8) 未成年後見人候補者と未成年者との生活費等が十分に分離されていない場合
- (9) 申立時に提出された財産目録や収支状況報告書の記載が十分でないなどから、今後の未成年後見人としての適正な事務遂行が難しいと思われる場合
- (10) 未成年後見人候補者が後見事務に自信がなかったり、相談できる者を希望する場合
- (11) 未成年後見人候補者が自己または自己の親族のために未成年者の財産を利用(担保提供を含む。)し、または利用する予定がある場合
- (12) 未成年後見人候補者が、未成年者の財産の運用(投資)を目的として申し立てている場合
- (13) 未成年後見人候補者が健康上の問題や多忙などで適正な後見等の事務を行えない、又は行うことが難しい場合
- (14) 未成年者について、訴訟・調停等、法的手続を予定されている場合
- (15) 未成年者の財産状況が不明確であり、専門職による調査を要する場合

3 弁護士、司法書士、社会福祉士等といった第三者の専門職が未成年後見人や未成年後見監督人として選任された場合、未成年後見人等からの申立てにより、裁判所は、未成年者の財産の中から報酬を支払う旨の決定を行います。

5 後見制度支援信託，成年後見制度支援預金について

後見制度支援信託（以下「支援信託」という。）とは、未成年後見人選任事件について、未成年者の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金等として未成年後見人（親族後見人）が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託または金融機関に預入した上、その払戻しや契約を解約するなどの場合には、あらかじめ家庭裁判所が発行する指示書を必要とする仕組みです。

後見制度支援預金（以下「支援預金」という。）とは、未成年後見人選任事件について、未成年者の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金等として未成年後見人（親族後見人）が管理し、通常使用しない金銭を地方銀行や信用金庫等の金融機関に開設できる支援預金口座に預け入れるもので、同口座に係る取引（出金や口座解約等）をする場合には、あらかじめ家庭裁判所が発行する指示書を必要とする仕組みです。

家庭裁判所は、支援信託や支援預金（以下、あわせて「信託等」という。）の利用の検討が相当と判断した事件について、個別の事案によっては、専門職団体からの推薦を受けた弁護士又は司法書士等を未成年後見人（専門職後見人）に選任し、信託等の利用の適否を検討するように指示します。信託等の手続きが完了後、専門職後見人は、未成年者の財産の中から報酬を受領して辞任します。

6 審判確定と戸籍記載

審判書謄本が未成年後見人に届いた時点で未成年後見人選任審判の法的な効力が発生します。誰を未成年後見人に選任するかという家庭裁判所の判断については、不服申立てをすることができません。

審判確定後、家庭裁判所は市町村役場に対して、誰が未成年後見人に選任されたかの戸籍記載を依頼します。戸籍記載完了後、家庭裁判所から未成年後見人に対して戸籍記載完了の連絡をします。未成年後見人の記載がある戸籍が必要な方は、未成年者の本籍地がある市町村役場で未成年者の戸籍謄本を取得してください。なお、戸籍記載の手続には2週間程度かかります。



未成年後見人の職務について

1 仕事の始まり（財産目録及び収支予定表の作成）

未成年後見人に選任された方は、まず財産目録を作成し、家庭裁判所に提出するとともに、年間の収支予定を立てなければなりません。

特に、未成年後見人は、この財産目録を作成し、家庭裁判所に提出するまでは、急迫の必要がある行為しかできないことが法律で定められていますので、ご注意ください（民法第854条）。

2 未成年後見人の職務

重要

未成年後見人は、申立てのきっかけとなったこと（例えば、保険金の受取りや預貯金の引出し、遺産分割など）が終わった後も、未成年者を法的に保護（監護養育と財産管理）しなければなりません。

1 監護養育

未成年後見人は、未成年者が成人に達する又は婚姻や養子縁組等により後見が終了するまで、未成年者の生活や教育、就労についての援助をすることになります。なお、未成年者が施設等で生活している場合や進学等で独立して生活している場合は、必ずしも同居して監護養育する必要はありません。

2 財産管理

未成年者に代わって預貯金に関する取引等、必要な法律行為を行います。未成年者の財産が他人のものとの混ざらないように管理し、通帳や証書類を管理するほか、収支計画を立てます。未成年後見人が未成年者の財産を管理する場合、自分の財産を管理する以上の注意を払わなければなりません。（善良なる管理者の注意義務）（民法第644条、家事事件手続法第124条4項、同第180条）

したがって、たとえ親族であっても、「他人の財産を預かり、管理している。」と考えてください。未成年者の財産を未成年後見人や親族の名義で管理したり、未成年後見人や親族に贈与、貸与するなど、未成年者の不利益となるような管理、処分はできません。

また、遺産分割を行う際には、未成年者の法定相続分を確保していただく必要があります。未成年者の利益に反して未成年者の財産を処分（売却や贈与など）してはいけません。未成年後見人、その配偶者、子、孫など（親族が経営する会社も含む。）に対する贈与や貸付けなども、原則として認められません。相続税対策を目的とする贈与等についても同様です。未成年者の財産を減らすことになり、また、ほかの親族との間で無用な紛争が発生するおそれがあるからです。

未成年者の財産から支出できる主なものは、未成年者自身の生活費のほか、未成年者が第三者に対して負っている債務の弁済金、未成年後見人や未成年後見監督人がその職務を遂行するために必要な経費などです。それ以外のものについて、未成年者の財産からの支出が一切認められないというわけではありません。例えば、身内や親しい友人の慶弔の際に、常識的な金額の範囲内で支払う祝儀や香典等については、未成年者の財産の中から支出してもよいと判断される場合が多いです。

よう。ただし、これらの支出の必要性、相当性については、未成年者の生活費や必要経費よりも一層慎重な判断が必要です。

未成年後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適さない事由があるときには、家庭裁判所が解任することがあります。また、これとは別に、不正な行為によって本人に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりません。さらに悪質な場合には、業務上横領罪（刑法第253条）等の刑事責任を問われることがあります。

未成年後見監督について

1 未成年後見監督とは

未成年後見監督とは、家庭裁判所が、未成年後見人に対して、後見の事務を適切に行っているか、又は、後見の事務を行う上で問題がないかを確認するため、随時又は定期的に報告をしていただくことをいいます。未成年後見人は定められた期限までに自主的に報告しなければなりません。

事案によっては、家庭裁判所が、弁護士や司法書士などの専門職を未成年後見監督人に選任して、監督事務を行わせたり、信託等の利用の適否を検討させたりする場合があります。

未成年後見人が選任されると、家庭裁判所は未成年後見人に対し、一定期間ごとに未成年後見監督を行います。未成年後見監督では、未成年者の現状や現在の問題等についての報告書、未成年者の財産目録やその裏付けとなる通帳や領収書類等のコピーなどを家庭裁判所に提出していただきます。そのため、日ごろから、領収書や取引に関する書類をきちんと保管するとともに、収支状況を把握しておく必要があります。報告書等は、家庭裁判所が作成した書式に記入していただく形式になっております。

弁護士や司法書士などの専門職が未成年後見監督人に選任された場合は、上記のような報告書等はその未成年後見監督人に対して提出していただきます。

2 家庭裁判所への申立てが必要な場合

未成年後見人が次の行為をする場合は、事前に家庭裁判所への申立てが必要となります。

- (1) 未成年者と未成年後見人がいずれも相続人である場合に遺産分割協議をしたり、未成年後見人が未成年者所有の不動産を買い取る等、未成年者と未成年後見人との間において利益が相反する場合、「特別代理人選任の申立て」が必要です。
- (2) 未成年後見人が未成年者の財産から一定の報酬を求める場合、「報酬付与の申立て」が必要です。

未成年後見が終了するとき

1 未成年後見が終了する事由

次の場合には未成年後見が終了します。

- 1 未成年者が成人に達した。
- 2 未成年者が婚姻した。
- 3 未成年者が死亡した。
- 4 未成年者を養子とする養子縁組が成立した。
- 5 親権や管理権が回復した。

未成年後見が終了した場合、後見人は、

- 1 後見終了後10日以内に後見終了の届出を市区町村役場にする必要があります。
- 2 管理していた財産を未成年者(未成年者が死亡した場合は相続人)に引き継ぐ必要があります。
- 3 最後の後見事務報告書・財産目録を家庭裁判所に提出して報告する必要があります。

2 未成年後見人の辞任

一度、未成年後見人に選任されますと、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て辞任(未成年後見人を辞める。)することができます。ただし、辞任しても未成年者が成人に達する等の未成年後見終了事由(上記記載)がない限り未成年後見は終了しませんから、「未成年後見人辞任の許可の申立て」のほか、別途、後任の「未成年後見人選任の申立て」が必要です。辞任が許可され、新たな未成年後見人が選任された場合には、後任の未成年後見人に後見事務の引継ぎ(管理財産の引継ぎを含む。)を行うこととなります。

提出する資料のコピーのとり方

【一般的な注意】

- 1 紙の大きさは、記録保存の都合上、**A4判**（この紙の大きさ）にしてください。（原稿が大きく、A4判ではおさまりきらない場合は、A3判でもかまいませんがB判は避けてください。）
- 2 コピーは必ず片面だけにし、裏面は使用しないでください。
- 3 原稿が小さくても、コピーした紙を切らないでください。また、拡大や縮小はしなくても結構です。
- 4 はっきりと濃くコピーしてください。

【コピーをとる部分】

1 各種証券や通知書（年金、保険、定期預金など）

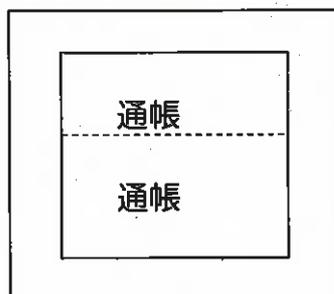
名義、証券番号、金額、発行元などが分かる部分をコピーしてください。保険証券などは、必ず裏表ともコピーしてください。

2 各種領収書

名義、施設名等、支払期間や金額が記載されている部分（直近約3か月分）を、できるだけ領収書1枚につきコピー1枚にしてください。1枚に複数の領収書をコピーする場合は、同じ施設等でまとめ、日付順、同じ方向にコピーするようにしてください。

3 預貯金の通帳

- (1) 見返し（表紙の裏の部分で、支店名、口座番号、届出印などが書いてある部分）
- (2) 普通預金や通常貯金については、
申立時は・・・**申立ての1年前から申立時までの**記帳部分。
未成年後見開始後は・・・未成年後見人が、定期的に財産報告をすることになりますが、その際には、**裁判所に提出済み以降の**記帳部分
- (3) 総合通帳で、1冊の通帳に普通預金と定期預金（又は貯蓄預金）が記載されているものは、それぞれのコピーをとってください。
なお、未成年後見人選任後に、未成年後見人が提出する場合には、解約の有無を確認しますので、変更がなくても毎回提出してください。
- (4) 通帳を更新している場合は、更新前の通帳の該当部分も含まれます。



A4の用紙を縦に置いてコピーするようにしてください。余白は切り取らないでください。左側には穴をあけて記録に綴ります。コピーするときに左に詰めすぎないように気をつけてください。

4 登記簿原本（または登記事項証明書）

コピーではなく原本をご提出ください。原本の返却を希望される場合は、原本とコピーの両方を提出し、その旨をお知らせください。

※ ご不明な点がありましたら、家庭裁判所にお問い合わせください。

「財産目録」「収支予定表」について

未成年後見人選任の審理には、家庭裁判所が未成年者の財産状況を正確に把握することが必要です。下記にしたがって、「財産目録」「収支予定表」を作成してください。

記

1 作成要領

- (1) 記載例を参考にして書いてください。
- (2) 1枚に書ききれない場合は、定型用紙をコピーして書いてください（ただし、拡大や縮小はしないでください）。
- (3) 今後、変動の可能性がある場合、その内容を「備考」欄に書いてください。
- (4) 財産目録の項目1「不動産（土地、建物）」欄や項目3「負債」欄などが無い場合は、「なし」と明記してください。
- (5) 財産目録の項目2「預貯金、株式、保険、国債、現金など」欄には、預貯金であれば、金融機関名、支店名、種類、口座番号、**最新の残高**について、通帳または証書ごとに列挙してください。
- (6) 収支予定表の項目1「定期的な収入」欄と項目2「定期的な支出」欄には、年額を書いてください。例えば、年金は通常2か月ごとに支給されますので、その金額を6倍したものが1年間の収入となります。また、生活費のように、その月によって金額が異なるようなものは、それまでの実績を見て、5,000円単位くらいの大まかな金額（月額）を算出し、その金額を12倍したものを1年間の支出とみなしてください。
- (7) 収支予定表の項目3「収支（後見予算）」欄には、項目1「定期的な収入」欄と項目2「定期的な支出」欄で計算した、定期的な収入額から定期的な支出額を引いた金額を書いてください。
- (8) 財産目録や収支予定表は、家庭裁判所に提出する前にコピーを取って、写しを手元に保管しておいてください。
- (9) 本人の財産状況がはっきりしない場合は、現時点でわかる範囲で書いてくだされば結構です。

2 添付資料について

- (1) 「財産目録」や「収支予定表」を裏付ける資料を添付してください。資料は原則、コピーを提出してください。ただし、固定資産税評価証明書や登記簿謄本等の市町村役場又は法務局発行のものは、原本をそのまま提出してください。
資料のコピーのとり方については、前のページの「提出する資料のコピーのとり方」を参考にしてください。
- (2) 各種領収書などについては、特に必要がない限り、差し当たって直近の約3か月分のコピーを提出していただければ十分です。ただし、後日、それ以上のコピーを提出していただく場合がありますので、原本は大切に保管しておいてください。
なお、提出していただいた後、必要に応じて、資料の追加などをお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。